

大分県地域枠医師 キャリア形成プログラム

(令和3年4月1日 一部改正)

(令和6年4月1日 一部改正)

令和元年7月

大分県地域医療支援センター

(大分県福祉保健部医療政策課)

大分県地域枠医師キャリア形成プログラム

1 目 的

医療法の規定に基づき、医師が不足している地域における医師の確保に資するとともに、当該地域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的にキャリア形成プログラム（以下「プログラム」という。）を策定します。

2 対 象 者

地域枠医師及びプログラムの適用を希望する医師（以下「地域枠医師等」という。）とします。

なお、プログラムの適用を希望する医師については、地域枠医師に準じて取り扱うものとします。

3 対象期間

卒業後、医師修学資金の返還債務の免除のため知事が指定する医療機関で従事する期間（以下「勤務義務期間」という。）とします。

通常は、臨床研修2年、専門研修3年、地域勤務4年の計9年間となります。

なお、特定診療科（小児科・産婦人科・救急科・整形外科）を希望する地域枠医師は、専門研修4年（卒後4～7年目）、地域勤務3年（卒後3、8、9年目）の「特定診療科コース」を選択できるものとします。（※R6.4.1から適用）

【標準的な勤務パターン（地域医療コース）】 ※卒後3年目の入局保留はR4.4.1から適用

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修(2年間)		地域勤務 (入局保留)	専門研修(3年間)			地域勤務(3年間)		

【特定診療科コースの勤務パターン】

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目
臨床研修(2年間)		地域勤務 (入局保留)	専門研修(4年間) ※研修先が地域の連携施設であっても地域勤務にカウントしない				地域勤務(2年間) ※県が配置医療機関を指定	

再履修等の理由により勤務義務期間が延びる場合、当該延びる期間だけ地域勤務の期間が延び、それに応じてプログラムの対象期間も延びることとなります。

※プログラムの満了が修学資金の返還免除要件となります。

4 内 容

別紙1のモデルコースのとおり

<留意事項>

- ・卒業後3年目の1年間は、希望する講座への入局を1年間保留するものとし、原則全ての地域枠医師は、その1年間を地域の病院で当該病院のニーズを踏まえて

勤務するものとします。（※R4.4.1から適用）

- ・上記の卒業後3年目については、専門研修プログラムの取得を可能とし、4年目以降についても勤務義務期間中はいつ取得しても構わないものとします。
- ・専門研修を地域勤務指定医療機関（以下「地域の連携施設」という。）で行う場合は、地域勤務としてカウントすることができます。
- ・地域医療コースでは、専門研修プログラムの期間が3年を超える診療科の場合、原則、3年を超える分の専門研修は勤務義務期間外として行うこととなりますが、専門研修を地域の連携施設で行う場合は地域勤務にカウントできるため勤務義務期間内に専門医を取得できる場合があります。（詳細は地域医療支援センター又は大分県医療政策課にお問い合わせください。）
- ・学位取得や留学については、その内容が適当と認められる場合は取得可能ですが、原則として勤務義務期間にカウントされません。（ただし、社会人大学院生で昼間診療に従事する場合はカウントされます。詳細は地域医療支援センター又は大分県医療政策課にお問い合わせください。）

5 策定期間

卒業後2年目（初期臨床研修2年目）の12月頃

ただし、標準的な勤務パターン（地域医療コース）から特定診療科コースへの変更期限は、卒後3年目のプログラム登録締切りまでとします（特定診療科コースから地域医療コースへの変更も同様。）。それ以降の変更は、原則認めないこととします。

6 策定手続き（※策定スケジュールは別紙3のとおり）

- ① 地域枠医師等は、希望する診療科や別紙1のモデルコースを参考に、勤務義務期間終了までの大まかな就業先や研修先及びその時期について別紙2を記載する。この場合、3年目は地域勤務とすること。
- ② 入局を希望する場合は、別紙2の内容（特に4年目以降の期間）について、入局を予定する医局の教授や医局長等とあらかじめ相談・確認した上で、地域医療支援センターに別紙2を提出する。
- ③ 県及び地域医療支援センターは、提出されたプログラムを踏まえて対象者と面談を行い、就業先又は研修先について医局や派遣先となる医療機関等関係者と調整を行う。
- ④ 提出されたプログラムについて、その内容が目的に合致しているか大分県地域医療対策協議会において確認を行う。
- ⑤ 上記④による確認を踏まえ、必要に応じて調整を行いプログラムを確定する。

<留意事項>

- ・卒業後3年目は、入局が1年間保留されていますが、専門研修を円滑に行うため、入局を予定している医局とあらかじめ連絡を取り合うこと（仮入局）はできるものとします。
- ・医局においては、地域枠医師等が専門研修や地域勤務を円滑に実施できるよう、専門研修プログラムの連携施設や派遣先施設の拡大、並びに指導医の派遣の充実等に努めることが求められます。

7 プログラムの一時中断

次の場合には、プログラムを一時中断することができます。中断期間は勤務義務期間に通算されないため、その分プログラムの終了時期が延びることとなります。

- ① 大学院の医学を履修する課程への進学
- ② 休職、停職
- ③ 育児休業（ただし産前産後休暇は対象期間に通算されます。）
- ④ その他中断が適当と認められる事由（例：災害や疾病、負傷等によりやむを得ず医師の業務に従事できない場合等）

※上記以外の場合は、自治医科大学修学資金の取扱いに準じます。

8 プログラムの変更

プログラムを変更したい場合は、書面により変更内容及び理由を地域医療支援センターに申し出るものとします。

ただし、標準的な勤務パターン（地域医療コース）から特定診療科コースへの変更期限は、卒後3年目のプログラム登録締切りまでとします（特定診療科コースから地域医療コースへの変更も同様。）。それ以降の変更は、原則認めないこととします。

9 プログラムの適用解除

やむを得ない事情により、プログラムの適用を続けることが困難と認められる場合は、途中で解除することとします。この場合、原則として大分県医師修学資金貸与条例及び同施行規則により貸与した医師修学資金を返還することとなります。

10 勤務義務期間の取扱い

地域枠医師が育児短時間勤務等を取得する場合の勤務義務期間の取扱いについては次のとおりとします。

休暇等の種類	内容	取得期間	義務期間の取扱い
産前・産後休暇	出産予定、出産した職員に与えられる休暇	産前：6週間又は8週間 産後：8週間	義務内（10割） 育児短時間勤務
育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務 【勤務形態】 ①1日3時間55分（週19時間35分） ②1日4時間55分（週24時間35分） ③週3日（週23時間15分） ④週2日半（週19時間25分）	子が小学校就学の始期に達するまで	育児短時間勤務が通算5年以内であれば、実際に勤務した時間数に応じて義務期間を算定（Q&A参照）
育児時間（部分休業）	子を養育するために認められる時間（1日2時間以内・30分単位）	子が小学校就学の始期に達するまで	義務内（10割）
短時間勤務	就業しながら子を養育することを容易にするための時間（1日6時間勤務）	3歳に満たない子	義務内（10割）

※育児に伴う短時間勤務制度や休暇制度は、実際に勤務する病院・診療所の規定によります。

【育児短時間勤務に係る勤務義務期間の取扱い Q & A】

Q 1 育児短時間勤務（週 20 時間）を 9 ヶ月したときの義務履行期間は何ヶ月になりますか。

A 1 $9 \text{ ヶ月} \times \text{週 } 20 \text{ 時間} / \text{週 } 40 \text{ 時間} = 4.5 \text{ ヶ月} \approx 5 \text{ ヶ月}$ （1 月未満の端数は切り上げ）となります。

Q 2 育児短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合の計算方法は？

A 2 例えば、4 月 20 日から 9 月 6 日まで育児短時間勤務をしたときは、月数としては 6 ヶ月勤務したものとみなします。

上記の場合に、育児短時間勤務（週 25 時間）をしたときは、次のとおりです。

$6 \text{ ヶ月} \times \text{週 } 25 \text{ 時間} / \text{週 } 40 \text{ 時間} = 3.75 \text{ ヶ月} \approx 4 \text{ ヶ月}$ （1 月未満の端数は切り上げ）

Q 3 育児休業から引き続き育児短時間勤務をした場合の計算方法は？

A 3 育児休業の満了日が月の途中であるときは、その月は義務期間から控除されます。例えば、育児休業を 10 月 11 日から 4 月 19 日まで取得し、その後 4 月 20 日から 9 月 6 日まで育児短時間勤務（週 25 時間）をしたときは、4 月は育児休業が満了した日の属する月であることから控除するものとし、9 月は育児短時間勤務の終了日が月の途中であることから 1 月勤務したものとみなします。

この場合の義務期間は

$4 \text{ ヶ月} \times \text{週 } 25 \text{ 時間} / \text{週 } 40 \text{ 時間} = 2.5 \text{ ヶ月} \approx 3 \text{ ヶ月}$ （1 月未満の端数は切り上げ）
3 月（5 月から 8 月までの換算月数）+ 1 月（9 月）= 4 月 となります。

【問い合わせ先】

大分県地域医療支援センター

〒879-5593 由布市挾間町医大ヶ丘 1-1

TEL 097-586-6306 FAX 097-586-6307 E-mail chi-ryou@oita-u.ac.jp

大分県福祉保健部医療政策課 地域医療推進班

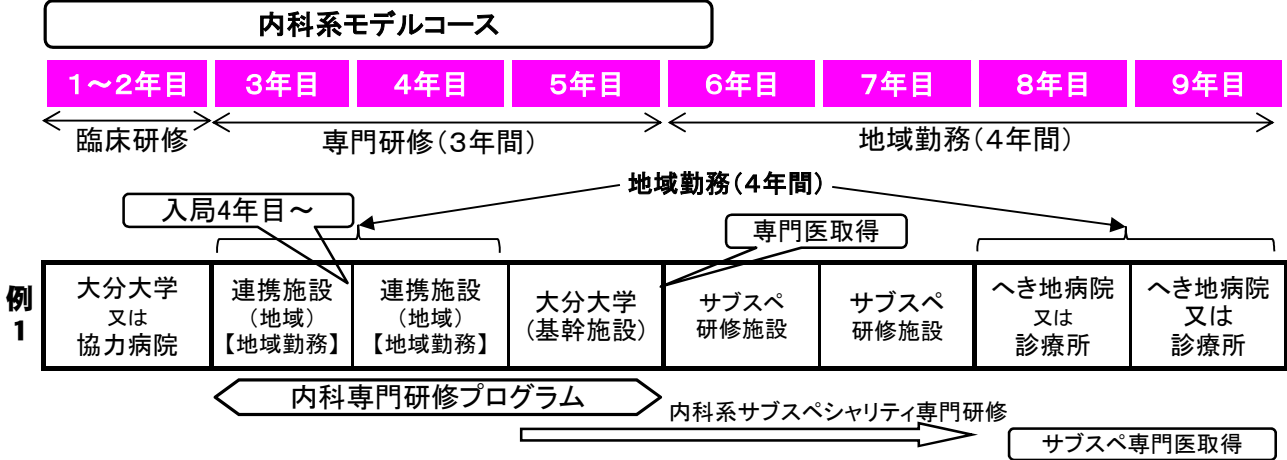
〒870-8501 大分市大手町 3-1-1

TEL 097-506-2658 FAX 097-506-1734 E-mail a12620@pref.oita.lg.jp

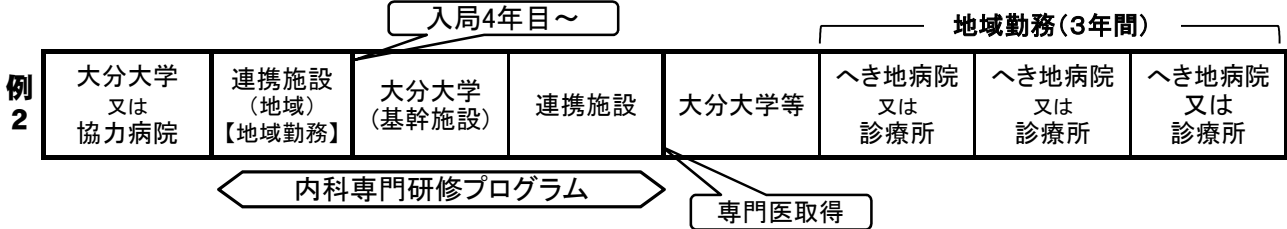
大分大学医学部地域枠医師 キャリア形成プログラム

地域医療コース(標準的な勤務パターン)

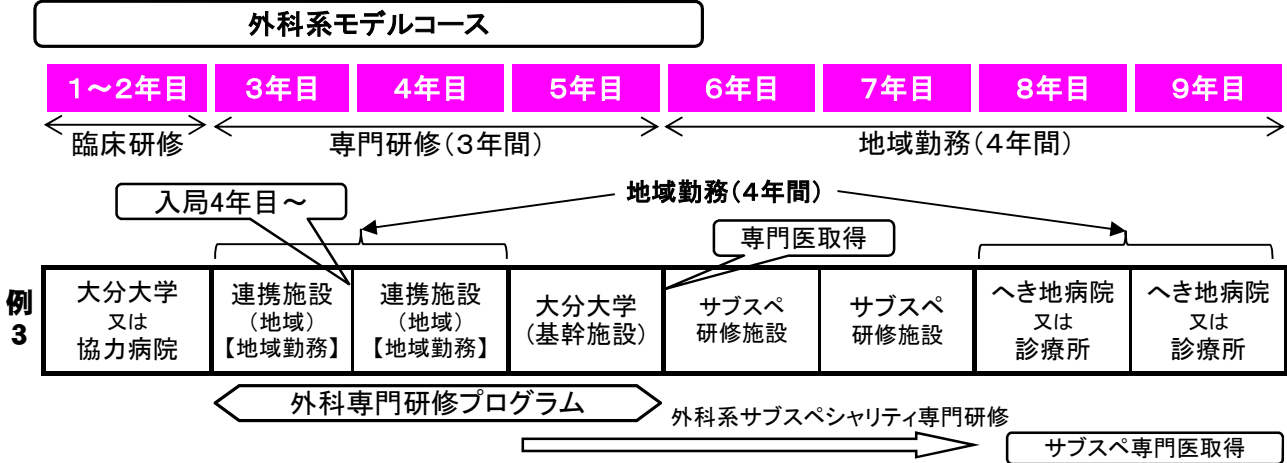
※原則、卒後3年目は地域勤務



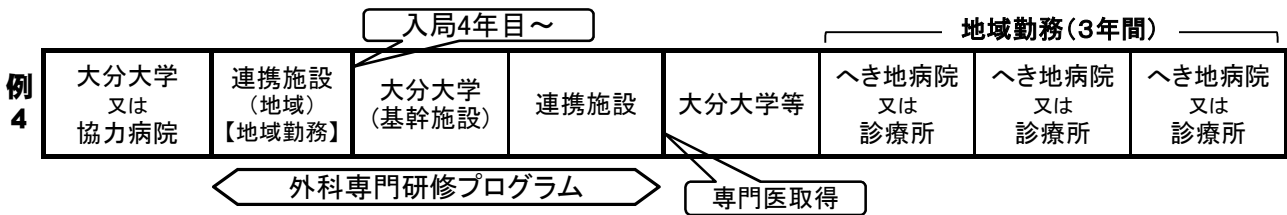
※大分・別府以外の地域の連携施設で専門研修を行う場合は、地域勤務としてカウント可
 ※専門研修を地域の連携施設で行うことで、必要な症例経験をバランスよく積むことができ、義務期間内にサブスペシャル領域の専門研修を行うことも可能



※サブスペシャリティ専門医を取得しない場合
 ※専門研修は、義務期間中どのタイミングで取ることも可能

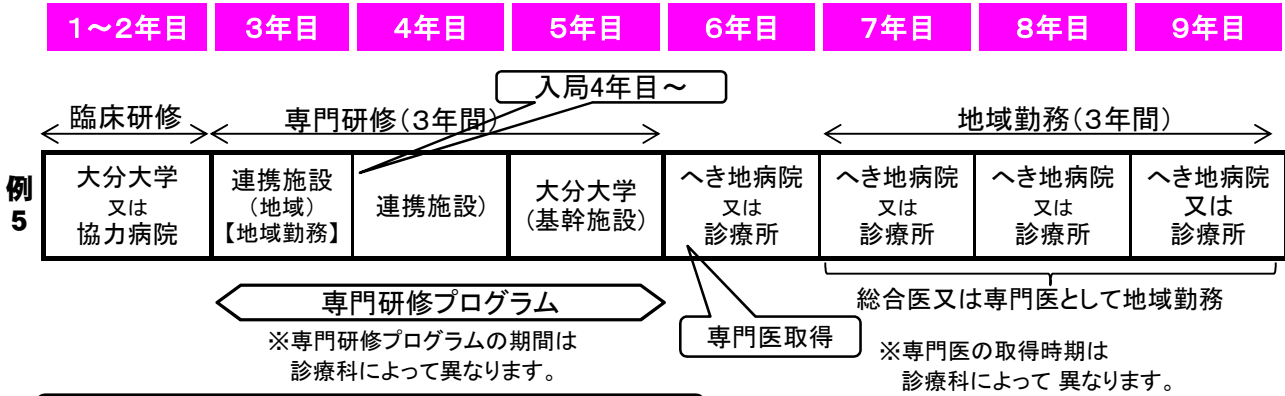


※※大分・別府以外の地域の連携施設で専門研修を行う場合は、地域勤務としてカウント可
 ※専門研修を地域の連携施設で行うことで、義務期間内にサブスペシャル領域の専門研修を行うことも可能

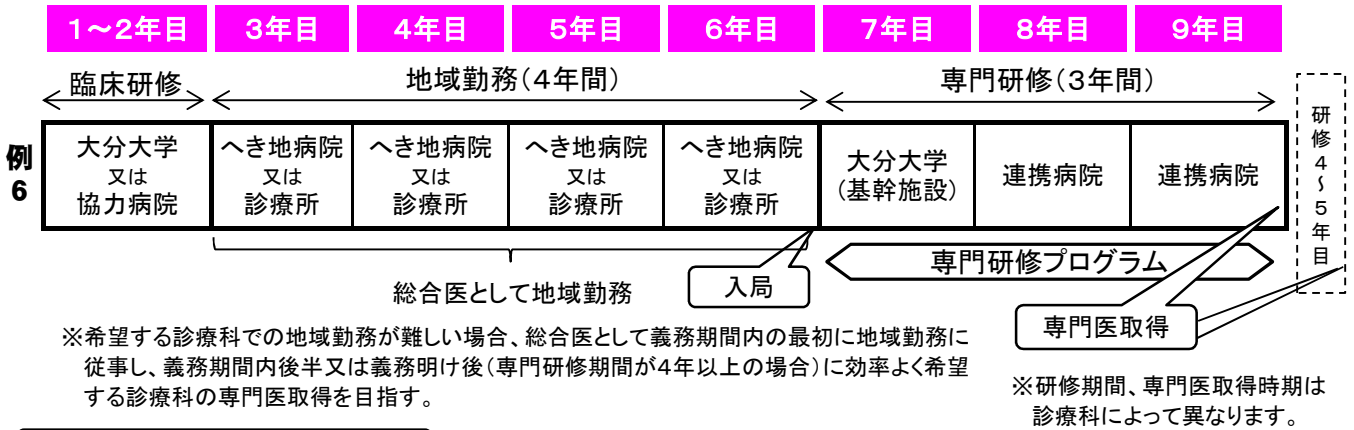


※サブスペシャリティ専門医を取得しない場合
 ※専門研修は、義務期間中どのタイミングで取ることも可能

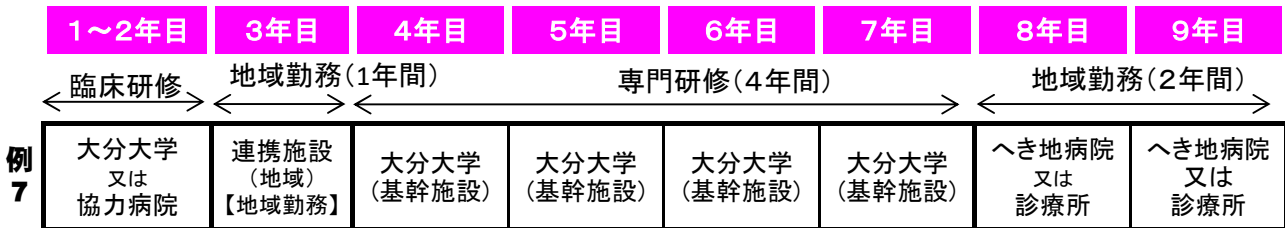
その他の診療科(内科系、外科系以外)のモデル



入局前に先に地域勤務に従事するモデルコース



特定診療科コース



【専門研修指定医療機関】

- 大分大学医学部附属病院
 - 大分県立病院
 - 新別府病院
 - 大分県厚生連鶴見病院
 - 大分中村病院
 - へつぎ病院
 - 国東市民病院
 - 杵築市立山香病院
 - 豊後大野市民病院
 - 中津市民病院
 - 南海医療センター
 - 大分県済生会日田病院
 - 臼杵市医師会立コスモス病院
 - 津久見市医師会立津久見中央病院
 - 竹田医師会病院
 - 宇佐高田医師会病院
 - 佐賀関病院
 - 長門記念病院
 - 佐伯中央病院
 - 大久保病院
 - 高田中央病院
- 大分大学
附属病院
及びへき
地医療拠
点病院

【地域勤務指定医療機関】

- 国東市民病院
 - 杵築市立山香病院
 - 豊後大野市民病院
 - 中津市民病院
 - 南海医療センター
 - 大分県済生会日田病院
 - 臼杵市医師会立コスモス病院
 - 津久見市医師会立津久見中央病院
 - 竹田医師会病院
 - 宇佐高田医師会病院
 - 佐賀関病院
 - 長門記念病院
 - 佐伯中央病院
 - 大久保病院
 - 高田中央病院
 - 市町村が設置するへき地診療所
- 大分市、
別府市を
除くへき
地医療拠
点病院及
び公立へ
き地診療
所

注 派遣先の調整に支障を来す場合は、二次救急医療を担う病院(大分市・別府市に所在する病院は除く。)を指定医療機関として取り扱うことができるものとする。

キャリア形成プログラム

氏名		卒業年月	年 月
専攻する診療科名 (医局名)		専攻する専門研修 プログラムの期間	年
※小児科・産婦人科・救急科・整形外科を専攻する場合		特定診療科コースを希望する <input type="checkbox"/> (希望する場合は <input checked="" type="checkbox"/> をしてください)	

卒後年数 (令和 年度)	1・2年目 (R .)	3年目 (R)	4年目 (R)	5年目 (R)	6年目 (R)	7年目 (R)	8年目 (R)	9年目 (R)	備考
専門研修、 地域勤務 の予定	↔ 初期臨床研修		↔ 【地域勤務】 (希望勤務地又は 希望病院名)						

- (注) ① 専門研修で、大分市、別府市以外の地域(以下「地域」という。)の連携施設での研修を希望する場合は、具体的な市町村名又は医療圏名を記載
(具体的に決まっていない場合は、単に「地域」のみを記載)
- ② 専門研修を地域の連携施設で行う場合、その期間を地域勤務にカウントすることが可能
- ③ 地域勤務は、希望する市町村名又は医療圏名があれば記載してください。

講座の長又は医局長の確認	印
--------------	---

キャリア形成プログラム

氏名	〇〇 〇〇	卒業年月	令和5年 3月
専攻する診療科名 (医局名)	△△内科	専攻する専門研修 プログラムの期間	3年
※小児科・産婦人科・救急科・整形外科を専攻する場合		特定診療科コースを希望する <input type="checkbox"/> (希望する場合は <input checked="" type="checkbox"/> をしてください)	

【記載例】

卒後年数 (令和4年度)	1・2年目 (R5・6)	3年目 (R7)	4年目 (R8)	5年目 (R9)	6年目 (R10)	7年目 (R11)	8年目 (R12)	9年目 (R13)	備考
研修、地域勤務の予定	← 初期臨床研修 →	← 【地域勤務】 (希望勤務地又は希望病院名) 〇〇〇病院 →	← 専門研修 (地域：〇〇市) →		← 専門医取得 サブスペ研修 (大学病院等) →		← 地域勤務 (●●市) →		大学院進学等の希望があれば記載

- (注) ① 専門研修で、大分市、別府市以外の地域(以下「地域」という。)の連携施設での研修を希望する場合は、具体的な市町村名又は医療圏名を記載(具体的に決まっていない場合は、単に「地域」のみを記載)
- ② 専門研修を地域の連携施設で行う場合、その期間を地域勤務にカウントすることが可能
- ③ 地域勤務は、希望する市町村名又は医療圏名があれば記載してください。

【専門研修を「地域」で行うメリット】

- ① 地域での専門研修の期間を地域勤務にカウントできるため、その年数分をサブスペ研修等に充てることが可能
- ② 内科の場合、地域の病院は診療科間の垣根が低いことが多く、症例が特定の専門分野に偏ることなく、バランスよく症例を集めやすい。

キャリア形成プログラム

氏名		卒業年月	年 月
専攻する診療科名 (医局名)		専攻する専門研修 プログラムの期間	年
※小児科・産婦人科・救急科・整形外科を専攻する場合		特定診療科コースを希望する <input type="checkbox"/>	(希望する場合は☑をしてください)

卒後年数 (令和〇年度)	1・2年目 (R .)	3年目 (R)	4年目 (R)	5年目 (R)	6年目 (R)	7年目 (R)	8年目 (R)	9年目 (R)	10年目 (R)	11年目 (R)	備考
専門研修、 地域勤務の 予定	↔	↔									
	初期臨床研修	【地域勤務】 (希望勤務地 又は 希望病院名)									

- (注) ① 専門研修で、大分市、別府市以外の地域(以下「地域」という。)の連携施設での研修を希望する場合は、具体的な市町村名又は医療圏名を記載
(具体的に決まっていない場合は、単に「地域」のみを記載)
- ② 専門研修を地域の連携施設で行う場合、その期間を地域勤務にカウントすることが可能
- ③ 地域勤務は、希望する市町村名又は医療圏名があれば記載してください。

講座の長又は医局長の確認	印
--------------	---

キャリア形成プログラム策定スケジュール

	県・地域医療支援センター	地域枠医師(学生) ※原則卒後2年目	医局
4月	<p>* 卒後2年目の医師を対象にプログラム適用を通知</p> <p>* 入学生にプログラム適用を説明 * 6年生に卒業後プログラムの対象となることを通知(メールで)</p> <p>* 医局に対して入局する地域枠のプログラム策定の協力依頼(文書)</p>		
5月			
6月			
7月	<p>* 地域医療研修会の際に1～5年生にプログラム適用を説明</p>		
8月	<p>* 卒後2年目の医師を対象に、 県・地域医療支援センターとの 面談(入局先、希望勤務地の確認) * 地域の病院とのマッチング</p>		
9月			
10月			
11月		希望する専門研修プログラムに応募、決定	
12月			<p>* プログラムについて医局と 相談の上策定</p>
1月	<p>* 地域医療支援センターへ プログラムの提出 ※必要に応じて本人、医局と面談</p>		
2月	<p>地对協でプログラム について協議・確認</p>		
3月			